

2第16号陳情 障害福祉サービス次期報酬改定における「指標該当児判定」廃止に関する意見書採択の要望に関する陳情

受理年月日 令和2年11月25日

陳情者 東大和市南街2-110-7
合同会社ソエル
理事長 吉村 由可里
東大和市清水3-855-2
社会福祉法人この指とまれ
理事長 鈴木 眞千子

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

障害児に対する支援の必要性を正しく判定しない、現存の「指標該当児判定」は一旦廃止するよう、貴議会において、国に意見書を提出することを要望いたします。

陳情理由

現在、厚生労働省において、2021年4月の障害福祉サービス報酬改定に向け、議論がなされています。放課後等デイサービスに関しては、以下のように、前回（2018年度）の報酬改定で導入された「指標該当児判定」を引き続き使用することが検討されています。

厚生労働省の第16回（2020年10月5日）障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「資料3」より一部抜粋したものが下記の2点

1. 現在、放課後等デイサービスに導入されている、指標該当児の判定スコアを用いて一定点数以上に該当する障害児（要支援児童（仮））を受け入れた場合に、児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて評価してはどうか。
2. 指標該当児の判定スコアを用いる際に、判定のバラツキを防ぐため、留意事項等を設けてはどうか。

ここで言われている「指標該当児の判定スコア」とは、支援の質の低い事業所を減らすために、報酬を区分する仕組みとして導入されたものです。しかし、これによって、支援の質の低い事業所は減りませんでした。そればかりか、支援困難な発達障害

児等（多くは判定スコアが低い障害児）を支援する指導員を配置し支援の質を保っていた事業所が、運営困難に追い込まれました。

それは、「指標該当児判定」が、次のような問題を抱えているからです。

- ・判定の項目は、科学的な根拠に基づかず、子供の行動の表面的な特徴を問うものに偏っている。聞き取られた保護者も、「子供のあら探しをされるようで傷つく」「子供の尊厳が軽んじられ、否定されるようだ」という声もあるように、回答に窮している。
- ・判定は、自治体の担当者が実施することになっており、その方法には、かなりバラツキがある。「留意事項」を定めたとしても、人間が人間を判定する以上、全国的に統一された方法にはなり得ない。
- ・「社会性に乏しい」など支援の必要性を示す項目がない。
- ・こうした、不確かにならざるを得ない判定の結果を、事業所の財政運営に結びつけることは、合理性に欠ける。

資料提供：障害児放課後グループ連絡会・東京（放課後連・東京） 会長 村岡真治
【事務局】 かるがも花々会 東久留米市八幡町2-13-29 事務局長 加辺紘樹